



## 10月17日～10月23日は『薬と健康の週間』です

私たちの健康を守るため、薬はなくてはならないものです。この機会に、薬との上手な付き合い方を考えてみませんか。

- 「お薬手帳」を持ち、1冊にまとめましょう。  
医師や薬剤師が、薬・サプリメントとの飲み合わせや重複、副作用やアレルギーなどをチェックしてくれます。また、災害や旅先などでは、服薬状況などが分かり、適切な治療が受けられます。
- 「かかりつけ薬剤師・薬局」を持ち、分からないことは相談しましょう。  
かかりつけ薬局では、薬の情報をまとめて管理してもらえるので、効果的な治療につながります。
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。  
ジェネリック医薬品とは、特許が切れた新薬と同じ成分・効き目を持つ医薬品です。新薬よりも低価格で、家計にやさしい薬です。
- 医療Netさぬきで薬局を探しましょう  
インターネットサイトからいろいろな条件で薬局を探すことができます。
- 薬の効果を最大限得るため、医師に指示された量や使い方を守りましょう。
- 誤飲を防ぐために、子どもの手の届かないところに保管しましょう。
- 品質低下を防ぐために、直射日光、高温、湿気を避けて保管しましょう。
- 健康被害やトラブルを避けるために、インターネットでの医薬品の購入に注意しましょう。



医療Netさぬきはこちら

【問】国保・健康課（健康係） ☎(0879)26-9908

## 療養費・柔道整復について

以下の理由で、医療費の自己負担割合（1～3割）分の支払いで医療を受けられなかった場合（医療費全額を支払った場合）、その後に市へ申請し、認められれば自己負担割合分を除く医療費が『療養費』として支給されます。社会保険加入者は加入している保険者へ相談・申請をしてください。

- やむを得ず、保険証を持たないで診療を受けたとき
- 海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）
- 緊急の手術や重病などやむを得ない理由により、医師が認めた入院、転院をする場合であり、かつ救急車での搬送が困難な移送となったとき（移送費）
- 医師の指示でコルセットなどの治療用器具をつくったとき
- 医師の同意を得て、あんま・マッサージ、はり・灸などの施術を受けたとき
- 70歳以上で「低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）」の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人が長期入院該当の申請をし、入院時の食費負担額が減額となり差額が生じたとき

### 一柔道整復（接骨院・整骨院）のかかり方

柔道整復（接骨・整骨・骨つぎ）とは、骨や関節・筋肉のケガ（すべったり、転んだり、ぶついたりしたときの新しい負傷）の治療・応急手当を目的とする施術です。

保険が使える施術	全額自己負担になる施術
・打撲 ・ねんざ ・挫傷（肉離れなど） ・骨折・脱臼 ※応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。	・単なる肩こり、腰痛、肉体疲労 ・特にケガはないが、気持ちがいいから受けるもの（慰安目的） ・古傷など、症状改善が見られない長期の治療 ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・整形外科や外科での治療中の部位 など

接骨院・整骨院にかかるときは・・・

- ◇負傷の原因を正しく伝えて施術を受けましょう。
- ◇治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。

接骨院・整骨院から保険者への療養費の請求の中には、保険対象外の施術など不適切な請求が見つかることがあります。適正な保険給付のために調査が必要と判断される場合には、保険者より被保険者の方に「負傷原因」「施術年月日」「施術内容」等を直接照会する場合があります。

そのため、医療費通知や領収書は大切に保管していただき、照会がありましたら、回答にご協力いただきますようお願いいたします。なお、その際に香川県後期高齢者医療広域連合や市の職員が、ATMの操作等をお願いすることは絶対にありませんので、照会内容に不審な点があった場合は下記問い合わせ先へご相談ください。

【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9907  
香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866

## 予防接種のお知らせ

### インフルエンザワクチンの接種について

インフルエンザは感染力が強く、高齢者や慢性疾患をもつ方が感染すると、気管支炎や肺炎などを併発し重症化することがあります。身体に抗体ができるまでに2週間程度かかるため、早めの接種をご検討ください。希望される方は、下記内容をご確認いただき、医療機関へご予約等の手続きをお願いします。

- ★接種期間 10月1日(土)～令和5年3月31日(金)までの診療時間内
- ★接種対象者 さぬき市に住民票のある下記に該当する方で、1回のみ対象です。
  - ・65歳以上の方…9月下旬にお送りする予診票（薄い水色）をご利用ください。
  - ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいや有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方（いずれも身体障害者手帳1級を保持する方）は、事前に国保・健康課までお問い合わせください。
- ※上記対象者以外の方および2回目以降の接種については、全額自己負担となります。
- ★実施医療機関 郵送する案内文や市ホームページをご確認ください。
- ★接種費用 自己負担1,200円

### ★次に該当する方は、自己負担金が免除されます

上記対象者のうち、①市民税非課税世帯に属する方（※1）または②生活保護法による被保護世帯に属する方は、「令和4年度市民税課税状況の証明願兼委任状」に市役所税務課、寒川総合支所および各出張所で証明印の交付を受け、接種日当日に必ず医療機関の窓口へ提出してください。②に該当する方は、「生活保護受給証明書」でもかまいません。（※1）同一世帯と認められたすべての世帯員が当該年度において、市民税が課税されていない方である場合をいいます。

### ★証明書発行窓口（いずれも無料）

- ◎「令和4年度市民税課税状況の証明願兼委任状」  
税務課（☎(087)894-1118）、  
寒川庁舎総合支所（☎(0879)26-9901）および各出張所  
※感染症対策として、郵送申請も可能です。
- ◎「生活保護受給証明書」  
寒川庁舎3階 福祉総務課（☎(0879)26-9902）

### ★免除手続きにおける注意事項

- ・予防接種を受ける方以外の方が手続きをされる場合には、「令和4年度市民税課税状況の証明願兼委任状」の代理人の欄に窓口に来られる方の情報を記入し、証明印の交付を受けてください。
- ※窓口に来られる方は、必ず本人確認ができる書類をお持ちください。（免許証、保険証、パスポート等）

### 二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種について

- 対象者 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ  
⇒9月下旬頃、予診票を送付します。
- 接種期間 10月1日～11月30日  
（できるだけこの期間中に接種をお願いします。）
- 自己負担 無料  
※詳細については、予診票に同封する案内をお読みください。

### ★転入された方へ★

さぬき市へ転入された方で90か月（7歳6か月）未満のお子さまの保護者の方は、今までに受けられている予防接種についてご連絡をください。なお、予防接種の種類によっては通知の時期を過ぎている場合がありますので、必ずご連絡をお願いします。

### ★長期療養のため定期接種を受けられなかった方へ★

長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種を受けられなかった方が、回復後2年以内（高齢者の肺炎球菌については回復後1年以内）に接種する場合には、定期接種として認められる場合があります。対象となる疾病の種類や対象年齢等については、お問い合わせください。

【問】国保・健康課（健康係） ☎(0879)26-9908